

INTERVIEW：インタビュー

元法務省矯正局長
法テラス（日本司法支援センター）常務理事

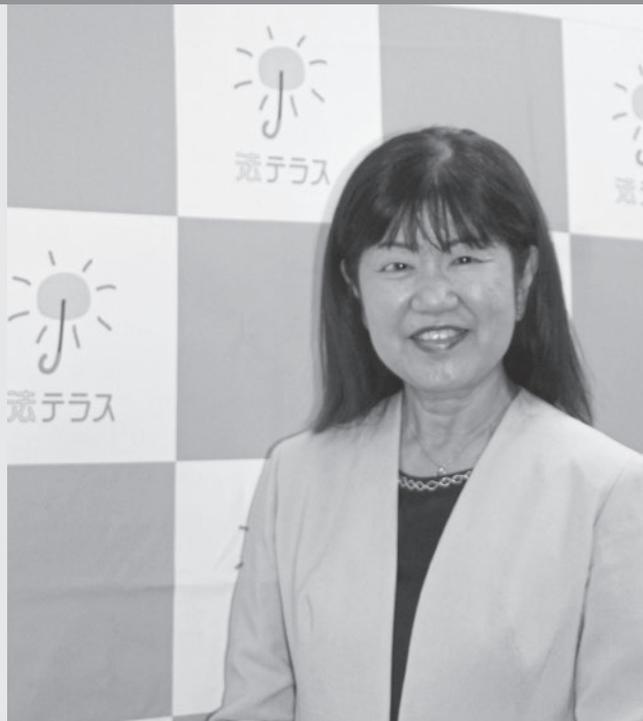
な とり
名執 雅子 さん

37年の仕事人生のほとんどを矯正の仕事に携わり、女性初の矯正局長となった名執さん。受刑者の改善更生と社会復帰を重視する方向に転換した日本の刑事政策の流れ、そして「懲役刑」から「拘禁刑」へと変わる刑法改正が受刑者処遇に及ぼす影響について聞きました。

名執さんのキャリアからは、男女雇用機会均等法制定後の女性の働き方の歴史も垣間見えました。

（2023年10月5日 東京都中野区の法テラス本部で）

聞き手・構成：保高 陸美



長く働ける職場を求めて

—— 矯正の仕事を選ばれたのはなぜですか。

とにかく長く勤められる仕事を探そうと思っていました。私は男女雇用機会均等法成立前の1983年の採用ですが、当時は女性が男性と同じ待遇で就職するには、資格をとるか、公務員を目指すしかないと言われていました。それで、公務員を目指そうと。

でも、実際、省庁を訪問してみたら、「女性の採用は1年おきだから今年は採らない年なんだ」とか「試験の成績が一番なら採ってあげるよ」とか、当時はひどいことを結構言われたんですよ。

人事院で、「法務省の矯正局は女子少年院や女子刑務所があるから女性を採るかもしれない」と言われて採用担当者のところに行きました。「とにかく現場を見て決めなさい」との言葉に従って、女子少年院に行くと、普通の中高生以上に中高生らしい少女たちがいて、でもその生い立ちを聞くと、今の時代にこんな生き方を強いられる子たちがいるのかと、鼻の奥がツーンとなりました。この仕事は福祉分野に近いと感じました。人のためになる仕事をしたいという思い

があったので「ぜひ、お願いします!」。他に行く道もなかったということもあります。

矯正局としては法律・行政区分の上級職は2年ぶり、女性としては十数年ぶりの採用でした。

監獄法改正で激動の日々

—— 心に残った仕事はありますか。

一番大きいのは、名古屋刑務所事件*1に端を発した行刑改革です。監獄法を改正し、開かれた矯正に進んでいく時代に、矯正局の広報担当の専門官になり、次に刑務所教育担当の補佐官になりました。

私の仕事人生、ちょうど半ば、小学生二人の子育て真っ最中でしたが、自分を育ててくれた職場が暴力や人権侵害ばかりの場所だと思われるのは嫌だ、ほとんどの職員が過重な負担の中で、本当に純粋な気持ちで頑張っているのに、という思いがわいてきて、初めて仕事に本気で向き合いました。

—— 行刑改革の中身はどのようなものですか。

目玉の一つは、改善更生と円滑な社会復帰を目的

*1：2001年から2002年にかけて、名古屋刑務所の複数の刑務官が受刑者に暴行を加え死亡させた事件。2003年の行刑改革会議の提言を受け約100年ぶりとなる監獄法改正につながった。

とした矯正処遇の充実です。刑務所の教育システムや指導プログラムを整備していきました。刑務作業一辺倒ではダメなんだということです。

もう一つが「開かれた矯正」に向けて矯正施設情報を公表するという事です。それまで、情報はほとんど外に出ず、行刑改革会議の提言でも「塀の外から中へも、中から外へも情報が行き来しなかった」と書かれるほどで、見学も学術研究目的以外はお断りだったんです。監獄法にそう書いてあったんです。



女性登用の流れ

— 矯正局の広報担当への異動は、名執さんのキャリアにとって、大きな転機だったのではないですか。

入省当時の法務省の幹部ポストは男性検事のもので、私には、女子少年院か女子刑務所の幹部になることが期待されており、少年院を始め、各地の矯正関係施設で勤務しました。ですが、2000年代に入ると女性の登用、職域拡大が言われるようになり、女性も少し本省の管理ポストに就けるということになりました。それで、本省に10年ぶりに勤務することになったのです。

今は、矯正局の幹部も、法務省や矯正施設採用のプロパー職員が占めるようになりました。女性幹部も増えました。

— その後、矯正局長となるわけですが、仕事人生の中で、仕事に対する考え方が変化していったと伺いました。

若い頃は、自分の仕事、上司の意に沿った仕事することに主眼があったと思います。40歳代は、矯正局という組織のために頑張ろうという気持ちでした。

しかし、局のトップになった時に、かっこよく聞こえちゃうかもしれませんが、判断基準は、「それは日本のために一番いいことなのか」ということなのだと感じました。対象者のためでも、矯正局のためでも、法務省のためでもない。また、上司の意向だからとか、部下がここまで積み上げたのだからと納得いかないまま安易に流してはいけないと自分を戒めました。

懲らしめから改善更生・社会復帰支援へ

— 2022年の刑法改正*2で、「懲役刑」がなくなり、「拘禁刑」になりました。これまでの刑法の下でも改善更生の指導は行われてきましたが、改正によって何が変わるのでしょうか。

監獄法が刑事収容施設法に変わった時に、処遇は改善更生に舵を切ったのですが、大本の刑法がそのままだったので、刑罰としての刑務作業は絶対外せないものとして残ったのです。例えば、現在は高齢者で動くのもやっとなような人にも、何とかして刑務作業に就かせています。法律に従いますから。

しかし、刑法の改正で、例えば、若い人には集中的に職業訓練をして社会復帰後の就労につなげる、高齢者は自立的に生活できるように福祉的支援の理解や体力維持に重点を置くなど、柔軟な処遇がしやすくなると思います。

刑務作業の意味合いも、懲らしめのための役務ではなく、社会生活に役立つ技能を身に付けるとか、勤労の喜びとか、規則正しい生活習慣の習得などに変わってくるでしょう。

*2：令和4年6月17日公布（法律第67号）。施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日。

—— 矯正施設から出た後の社会復帰支援も重要ですね。

今回の刑法改正に絡んで、刑事収容施設法に「社会復帰支援」という項目が入ったことは、私には大きな喜びでした。これは、実務の中で発展してきた取り組みと関係機関連携の賜物で、就労支援、高齢者や障がい者を福祉につなげる支援もますます進んでいくと思います。

—— 矯正施設でも就労支援事業が行われているそうですね。ハローワーク職員の駐在もあると聞きました。

はい、刑事施設に駐在して職業相談を受けたり、本人の帰住予定地にあるハローワークとの連携も図っています。

法務省と厚生労働省との連携は、監獄法が改正された2006年から就労確保のための「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として始まっています。事業者がハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」、協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」、事業者と矯正施設在在所者とのマッチングを図る「矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）など制度の拡充が進んでいます。

—— 出所者を雇用している企業や協力雇用主の存在が大きいですね。

「職親^{しよくしん}プロジェクト」ってご存知ですか？ 企業の社会貢献活動と連携し、刑務所出所者等の更生と社会復帰を支援する活動なのですが、2009年、山口県の美祢社会復帰促進センターを見学したお好み焼きチェーンの千房株式会社社長（当時）の中井政嗣氏が「出所者に、もう一度チャンスをあげようやないか」と刑務所に募集広告を出し、自分で採用面接をして、2人を採用したことに端を発します。それが刑務所の中での採用面接の第一弾でした。その後、関西を拠点とする7企業に声をかけて2013年に職親プロジェクトが発足し、全国へと広がりました。

こうした取り組みの結果、就労支援対策が始まった2006年度には、たった28件だった矯正施設在在所中の就労内定件数がコロナ前の2018年度には1264件に増加しています。



—— 地方自治体の中には更生支援に先進的な取り組みをしているところもありますね。

例えば、兵庫県の明石市では、出所者も市民に変わりはないということで、2016年の再犯防止推進法施行前から、市の事業として社会福祉士等が対象者と面談し、就労支援や住居の確保などをコーディネートしてきました。2019年には、全国に先駆けて、更生支援の取り組みを推進するための条例（明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例）を施行しています。他の自治体にも様々な更生支援の取り組みが生まれています。

—— 弁護士の役割、法テラスの役割はどうでしょうか。

以前、少年院で働いていた時に、少年院送致後も会いに来て親子関係や損害賠償問題の相談に乗ってくれたり、出院後の帰住先も一生懸命探してくれる弁護士さんがいました。全部手弁当だったと思うんですけど。

法テラスの理事になって、出所者支援を意欲的に行っているスタッフ弁護士がいて、そのためのPTまであることを初めて知りました。多くの弁護士さんが出所者に寄り添って活動されていることには、本当に頭の下がる思いです。

出所者の孤独・孤立を防ぐ

—— 孤独や孤立が再犯の原因の一つとも言われます。社会の受け入れもカギになりますね。

法務省の人権啓発活動強調事項が17項目*3あるのですが、その中に「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」というものがあります。人権課題として取り上げられている、女性、子ども、高齢者、障害者など、他の16項目は全て「いわれなき偏見・差別」として誰もが納得するものです。

でも、罪を犯した人が社会に受け入れられないのは、自業自得とみなされることも多いのです。地域社会の安全・安心を守るためにも、彼らが再犯に至ることのない共生社会を実現していくことが、更生支援の最大の課題かもしれません。

—— 加害者を支援するより、犯罪被害者支援に力を入れるべきだという声もあります。

刑事司法全体が被害者に比べ加害者には手厚いと言われるのは、その通りで、被害者支援の充実強化が必要だと思います。ある被害者の方から、「加害者には辛い思いをしてほしい。でも出所する時には更生させてほしい。二度と被害者を出してほしくないからだ」と言われたことを、矯正施設の役割として重く受け止めていました。

刑務所を見ればその国がわかる？

—— 世界の刑務所事情ってどうなのでしょう。

仕事で各国の刑務所を見学したのですが、刑務所を見るとその国の処遇の理念が建物に反映されていると感じます。

ミャンマーの刑務所はちょっと衝撃でした。布団以外何もない広いホールに100人くらい収容されて

いて、その格子の外から職員が監視しているのです。ところが、併設された中庭のようなところには自由に出てきて仏像を拝んだり、瞑想することができるようになっているのです。宗教が大切にされ、処遇を支える要となっているのだと感じました。

また、刑務所には保育園が付設されていて、女子受刑者の子どもたちは5歳までそこにいられるそうです。一見、良いことのようにも思うのですが、他に面倒を見る人がいないから、そこにいるしかないということなんだそうです。

—— 刑務所や処遇施策はその国の社会や人々の意識、経済状態までも凝縮して反映するのですね。

そうですね。喜劇王チャップリンは1932年来日した際、「一国の文化水準は監獄を見ればわかる」と言って、当時の小菅刑務所を褒めたそうです。刑法改正後の矯正処遇が更に進み、再犯防止に寄与できることを願っています。

法務省を退職後、すぐに行ったベトナム一人旅。かつて南北を分断した北緯17度線（軍事境界線）で自撮りした。「一人で行ったことのないところに行くのが好きです」



プロフィール なとり・まさこ

1961年生まれ。慶応義塾大学法学部政治学科卒業。法務省入省。青葉女子学園長、官房秘書課広報室長、矯正局総務課長などを経て、2017年人権擁護局長、2018年矯正局長となり、2020年退職。2022年から法テラス常務理事。

*3：https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html